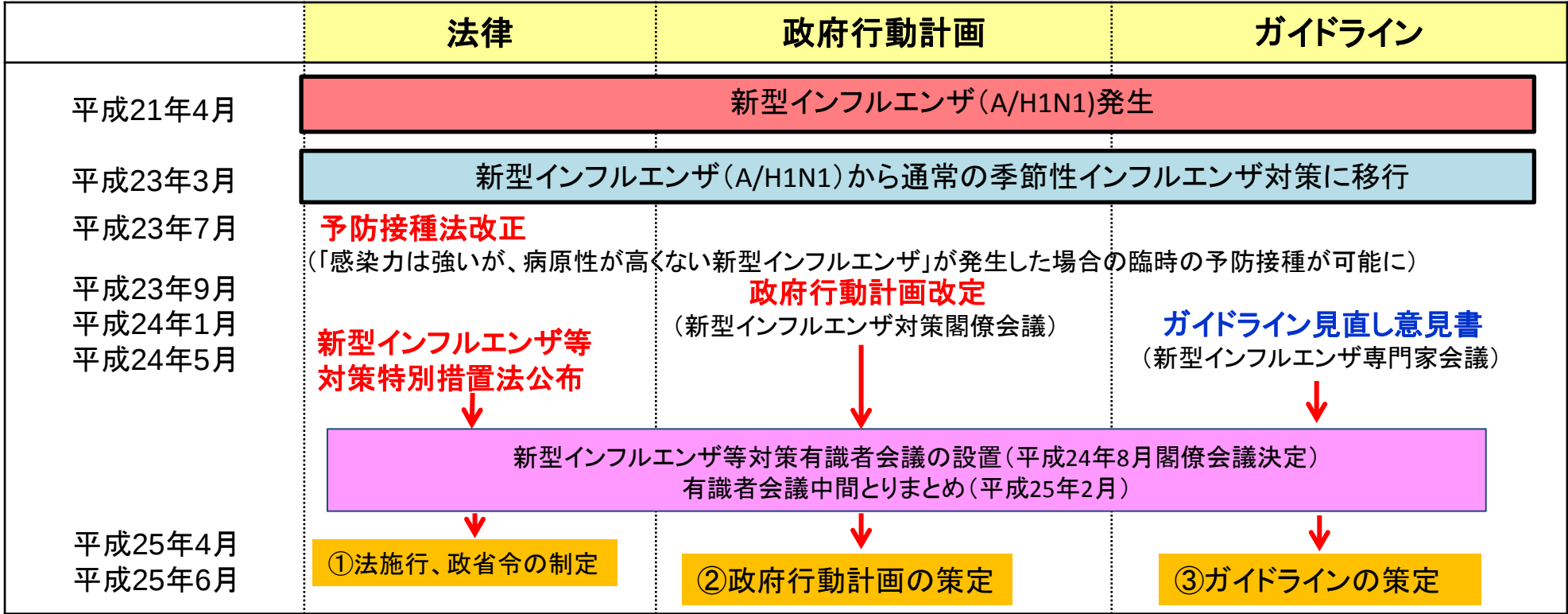


新型インフルエンザ等対策 の進捗状況

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室
平成25年9月2日

○ 新型インフルエンザ等の感染症対策

(1) これまでの新型インフルエンザ等対策の取組について



(2) 新型インフルエンザ等への対応について

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行(平成25年4月13日)
新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症に対する対策の強化。
- ② 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(閣議決定:平成25年6月7日)
特措法第6条に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階(海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期)に応じた総合的な対策を推進。
- ③ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン(新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定:平成25年6月26日)
政府行動計画を踏まえ、各分野(サーベイランス、情報提供・共有(リスコミ)、水際、まん延防止、予防接種、医療体制、抗インフルエンザウイルス薬、事業者・職場、個人・家庭及び地域、埋火葬)における具体的な取組を推進。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的大規模なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的大規模なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的大規模なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
 - ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
 - ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
 - ④ 緊急物資の運送の要請・指示
 - ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
 - ⑥ 埋葬・火葬の特例
 - ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
 - ⑧ 行政上の申請期限の延長等
 - ⑨ 政府関係金融機関等による融資
- 等



○ 施行日:平成25年4月13日

新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

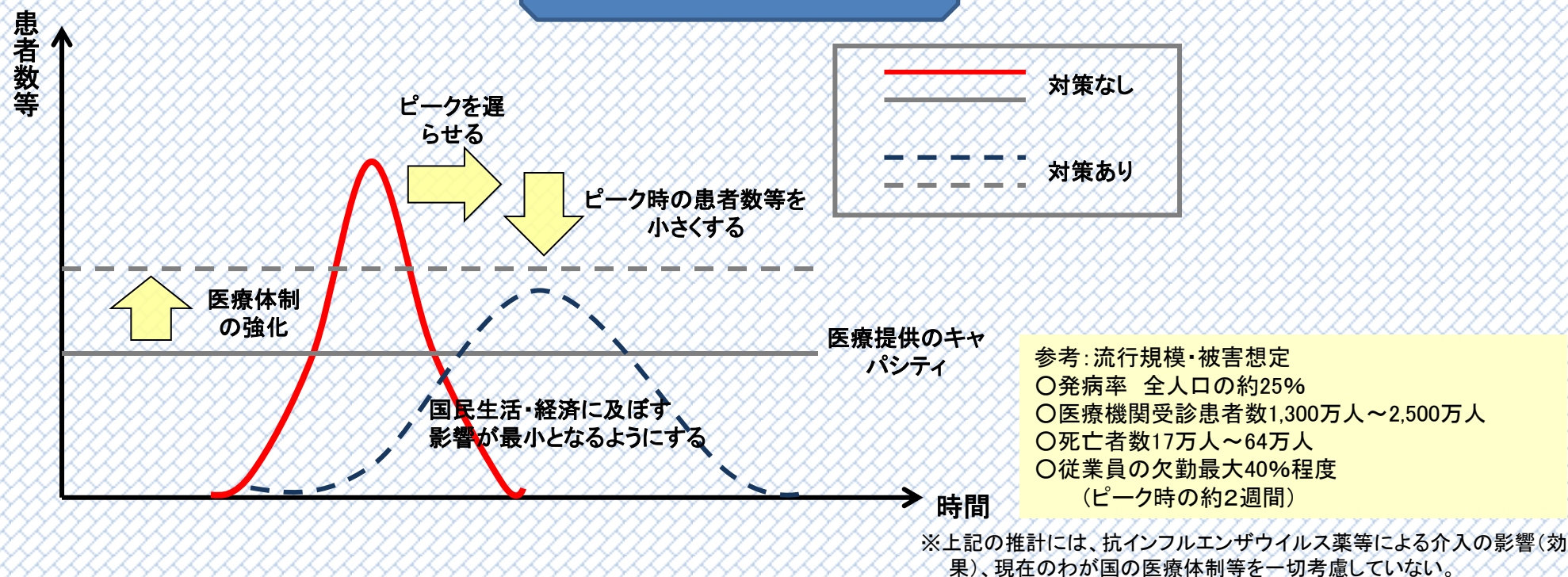
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
 - ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



政府行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画。
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。

1. 新型インフルエンザ等に対する体制

2. まん延防止

3. 予防接種

4. 新感染症

5. 留意事項

● 従来の行動計画（平成23年9月新型インフルエンザ閣僚会議決定）との変更点

- 指定（地方）公共機関の役割等を新たに規定
- 基本的対処方針等諮問委員会等の位置づけを新たに規定
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定
- 法定化された不要不急の外出の自粛の要請等について規定
- 法定化された施設の使用制限の要請等について規定
- 法定化された特定接種の対象となり得る業種等を新たに明らかにした
- 住民接種の接種順位の基本的考え方を規定
- 行動計画の対象を新感染症に拡大
- 基本的人権の尊重について記載を充実
- 記録の保存について新たに規定

発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化 - 対策本部の設置(政府・都道府県) ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 - 基本的対処方針の決定 等	国内発生の初期に必要なに応じ政府現地対策本部の設置 等 ★必要に応じて緊急事態宣言(市町村対策本部の設置)	国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 等	- 基本的対処方針の変更 - 対策の見直し 等
サーベイランス・情報収集	発生段階に応じたサーベイランスの実施 - 国際的な連携による情報収集 - 国内発生に備えたサーベイランス体制の強化 等	- 新型インフルエンザ等患者の全数把握 - 患者の臨床情報把握 等	- 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 - 集団発生の把握(患者の増加に伴い全数把握は中止) 等	- 各国の対応に係る情報収集 - 引続き学校等における集団発生状況の把握 等
情報提供・共有	一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 海外での発生状況情報提供 等	- 地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 - コールセンター等の充実・強化 等	同左	- 情報提供のあり方の見直し - コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ 等

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
まん延防止・ 予防	- 水際対策の開始 - ワクチンの確保 - 特定接種の準備・開始 等	- 住民接種の準備・開始 - 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限 等	- 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 - 住民接種の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ※ ★学校等の施設の使用制限 ※ ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合 等	第二波に備えた住民に対する予防接種の継続 等
医療	- 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 等	- 専用外来における医療提供の継続 - 必要に応じた一般医療機関における診療の開始 - 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 - 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 等	- ファクシミリによる処方せん送付 - 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 - 医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置 等	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 等
国民生活及び国民 経済の安定の確保	- 指定公共機関等の事業継続に向けた準備 - 職場における感染対策の準備 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請 ★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★物資の売渡しの要請 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全 等	★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

未発生期（事前の準備）

・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

○各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。

○本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン(新規)

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

1. サーベイランスに関するガイドライン

平時より感染症の情報収集及び分析を行える体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時には、サーベイランスの追加・強化を行い、国内での発生をできるだけ早く発見し、対策立案・国民等への情報還元を活用する。

平時の サーベイ ランス		○患者発生サーベイランス(通年) 全国約5,000定点医療機関において実施 ○入院サーベイランス(通年) 全国約500カ所の300床以上の医療機関において実施 ○学校サーベイランス(9月～4月を目処) 全国の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校 等において実施 ○ウイルスサーベイランス(通年) 全国の病原体定点医療機関において実施 ○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 関係省庁等が得た情報を共有・集約化し、分析評価等を実施 ※上述以外にも、「感染症流行予測調査」等を実施
新型インフ ルエンザ発 生時の サーベイラ ンス	追加する サーベイラ ンス	○患者全数把握(海外発生期から地域発生早期まで(※)) すべての新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。)の発生を 把握し、新型インフルエンザの国内の発生状況を把握 ※地域感染期以降についても都道府県の判断により継続することができる
	強化する サーベイラ ンス	○学校サーベイランス(海外発生期から国内発生早期まで及び小康期) 報告対象施設を、大学・短大まで拡大 ○ウイルスサーベイランス(海外発生期から地域発生早期まで及び小康期) 患者発生サーベイランス及び学校サーベイランス等でのウイルス検査を 原則実施 ※上述以外にも、「積極的疫学調査」等の強化を実施

※新型インフルエンザ発生時は、平時から継続して行うサーベイランスに加え、上述のサーベイランスの追加・強化を行う。

2. 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン

国民一人一人が適切に行動できるよう、発生前から、情報提供に努めるとともに、情報提供の内容、方法、表現等について、あらかじめ検討しておき、発生時には、迅速かつ正確な情報を提供。

（国）

【情報提供体制の整備】

- 政府対策本部と厚生労働省は一元的な情報提供を行うため情報提供チームを置く。チームには基本的対処方針等諮問委員会の委員をメンバーに含め、三者が一体的に活動することも検討。

【発生前】

- 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを国民に提供する。地域への感染拡大の起点となりやすい学校等の児童生徒等に対して丁寧に指導していく。

【発生時】

- 記者発表に際しては、地方公共団体と情報を共有し、タイミングと内容を合わせる。記者発表については頻度を特定して行う。
- 個人情報の公表の範囲はプライバシーの保護と公益性のバランスを考慮。
- 厚生労働省はコールセンター等を設置。政府対策本部と関係省庁はホームページ等により情報提供。

（都道府県）

- 定例記者会見、ホームページによる情報提供、コールセンター等の設置

（市町村）

- 域内の発生状況、対策、交通機関の運行状況等の情報提供、生活相談を含む相談窓口の設置

（国と地方公共団体等との連携）

- 国は発生前から地方公共団体との間で互いの窓口となる担当者を複数名設定する。
- 厚生労働省はメールマガジン等を通じて医療関係者と直接情報を共有する。

3. 水際対策に関するガイドライン

1. 国内でのまん延をできるだけ遅らせ、その間に検査体制、医療体制等の整備のための時間を確保する。
2. 帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現する。

【対策の概要】

- WHOが新型インフルエンザの宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合、直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置し、ウイルスの特徴、社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し、基本的対処方針を決定。
 - ※ WHOの宣言前等であっても、新型インフルエンザ等の発生が強く疑われる場合には、関係省庁対策会議又は必要に応じ新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、初動対処方針を決定。
 - ※ 対策の決定に当たっては、病原性・感染力等のウイルスの特徴その他の状況を踏まえ、患者等への人権の配慮や、対策の有効性・実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案。（あらかじめ対応パターンを5つ例示）
- 新たな情報が得られた場合や国内外における発生状況の変化等により、対策の縮小・中止などの見直しを行う。

検疫の強化	(検疫集約化)発生国からの便を検疫実施空港・港(5空港・4港)へ
	(停留措置)感染のおそれのある者を一定期間停留
	(健康監視)国内での発症者を早期に発見するため健康監視を実施
来航者への対応	査証措置等による状況に応じた措置
在外邦人への支援	(感染症危険情報)在外邦人等に対し、渡航延期、帰国の検討等について情報提供
	(代替的帰国手段)定期便が運航停止等となる場合、在外邦人の帰国手段を確保 (チャーター便、政府専用機、自衛隊機等)

4. まん延防止に関するガイドライン

健康被害を最小限にとどめるとともに、国民生活・経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供と並んで、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するためのまん延防止対策を講じることが重要。

患者対策		○ 地域発生早期には、感染症法に基づく対策（入院措置等）を、地域感染期には、感染症法に基づく措置は実施しないが、患者には感染力が無くなるまで外出しないよう求める。
濃厚接触者対策		○ 地域発生早期には、感染症法に基づく対策（健康観察、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）を実施。
個人対策 並びに 地域対策 及び 職場対策	個人対策	○ 国民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
	地域対策	○ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、国の基本的対処方針に従い、都道府県は、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を実施（期間・区域の目安を記載）。
	職場対策	○ 事業所に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを作る事業活動を避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。 ○ 職場における健康管理の徹底、当該感染症の症状が認められた従業員の受診を勧奨するなど、職場における感染対策の徹底を要請する。

5. 予防接種に関するガイドライン

新型インフルエンザが発生した際には、国は、地方公共団体、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかに特定接種や住民接種を実施。

- ワクチンの研究開発を促進する。細胞培養法によるワクチンの生産体制を整備する。
- プレパンデミックワクチンの備蓄を行う。発生時においてパンデミックワクチンの確保のため、国立感染症研究所はワクチン製造株を作成し、厚生労働省は、製造販売業者に生産の要請を行う。
- 未発生期より国は、都道府県、市町村、卸売販売業者等と連携し、ワクチンの供給体制を整備する。
- 特措法に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府対策本部長が必要があると認めた時にガイドラインに定める業務に従事する者に特定接種を実施する。
未発生期に特定接種の登録対象となる事業者を登録、接種体制を整備し、発生時に実施する。
- 住民接種について、特措法及び予防接種法に基づき、市町村を実施主体として、集団的予防接種の接種体制を整備し、発生時に実施する。

6. 医療体制に関するガイドライン

新型インフルエンザの患者に対する治療を効率的・効果的に行うため、医療機関及び都道府県等関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携する。

未発生期	○ 都道府県においては、保健所を設置する市及び特別区が管轄する地域を含め、二次医療圏等の圏域ごとの医療体制の整備状況を随時フォローアップするとともに、必要な助言、調整を行える体制を整備する。 ○ 都道府県等は、二次医療圏等を単位とし、保健所を中心とし、医師会、医療機関等と対策会議を設置し、医療体制の整備を推進 ○ 医療機関等における体制整備（診療継続計画、帰国者・接触者外来の整備、入院病床の確保等）
海外発生期・ 地域発生早期	○ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置 ○ PCR等による検査体制の整備及び運営 ○ 感染症指定医療機関等への入院措置の実施
地域感染期	○ 一般の医療機関における診療（軽症者は在宅療養、重症者は入院治療） ○ 医療機関の収容能力を超えた場合の対応（病診連携・病病連携、臨時の医療施設の設置の検討） ○ 都道府県知事による医療関係者に対する要請・補償等 ○ 電話再診患者のファクシミリ等による処方
小康期	○ 対策を段階的に縮小 ○ 対策の評価及び第二波に対する対策

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬を効率的・効果的に使用するため、国、都道府県、医療機関、医薬品卸売販売業者等による適切な備蓄・流通・投与を促す。

【備蓄】

- 国民の45%に相当する量を目標として国と都道府県で均等に備蓄する

【流通】

発生前

- 都道府県は発生時における安定供給体制の整備を図る
- 国は、流通状況を確認し、卸業者、医療機関等に対し適正流通を指導する

発生後

- 都道府県は、市場に流通している在庫量が一定量以下になった時点で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に配送する
- 国は、全国の子患者発生状況等を把握し、都道府県からの補充要請に応じて国の備蓄分を放出する

【投与】

治療方針

- 治療薬の選択や治療方針に関する専門的な知見を情報提供する。

予防投与の対象者

- 新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた次の者に対しては、海外発生期及び地域発生早期には予防投与の対象とする
- 患者の同居者（地域感染期以降は予防投与の効果等を評価し決定）
 - 濃厚接触者
 - 医療従事者等・水際対策関係者
 - 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策が実施される地域の住民（有効性が期待される場合）

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

感染拡大防止と国民生活・国民経済に与える影響が最小となるようにする観点から、欠勤率がピーク時(約2週間)に最大40%になることも想定しつつ、職場での感染対策を徹底するとともに、重要業務への重点化をするため、各事業者において事業継続計画^(※)を策定することが必要。

【事業継続計画の策定】

- 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
- 従業員に対する感染対策の検討、実施
 - ・症状のある従業員の出勤停止、発症者の入室防止の方法の検討・実施
 - ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、職場の清掃などの基本的な感染対策の推奨
- 感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討・実施
 - ・在宅勤務、時差出勤、出張・会議の中止
 - ・職場の出入口や訪問者の立入場所における発熱チェック・入場制限
 - ・重要業務への重点化
 - ・人員計画立案、サプライチェーンの洗い出し等
 - ・欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保
- 従業員に対する教育・訓練
 - ・職場に「症状がある場合は、自宅療養する」という基本ルールを浸透させる

※指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成する責務がある。特定接種の対象である登録事業者は、事業継続計画を登録時に提出する必要がある。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命・健康の保護、国民生活・経済に及ぼす影響を最小にするため、個人、家庭や地域での感染対策等への理解・協力、そのうえで適切な行動をとっていただくことが不可欠。

個人・家庭における取組

(発生前)

- 正しい知識、国民一人一人に求められる行動等の情報収集
- 学校休業、事業者の業務縮小や施設の使用制限等が行われる場合への準備
- 2週間分程度の食料品・生活必需品等の備蓄 等

(発生時)

- 発生情報等の情報収集
- 感染防止(マスク着用、人込みを避ける、緊急事態の場合の不要不急の外出の自粛等)
- 本人、家族等が発症した場合の対応(適切な受診、自宅療養等)
- 医療の確保への協力(不要不急の受診の自粛等) 等

地域における取組

- 情報収集、地域住民への情報提供
- 要援護者を把握し、食料品・生活必需品等の提供など、生活支援
- 相談窓口の設置

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

死亡者が多数にのぼったとしても、公衆衛生上の問題が生ずることのないよう、埋火葬を円滑に実施できる体制を整備。

未発生段階	○ 都道府県は、火葬能力・遺体安置可能数の調査を行い、市町村、近隣都道府県等と情報共有 ○ 都道府県は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスクや火葬場での消耗品等を確保できるよう準備
まん延段階	○ 都道府県は、市町村及び近隣都道府県と連携し、埋葬及び火葬について情報収集するとともに、広域的な火葬体制を確保。 ○ 都道府県は、市町村に対し、火葬場に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請 ○ 都道府県は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスク、遺体搬送のための非透過性納体袋を確保 ○ 市町村は、火葬場の火葬能力を超えた場合、臨時遺体安置所において遺体を適切に保存 ○ 都道府県は、火葬場の火葬能力が追いつかず、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要がある場合に、一時的な埋葬を考慮 ○ 墓地埋葬法における埋火葬の手続の特例が定められた場合には、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を実施

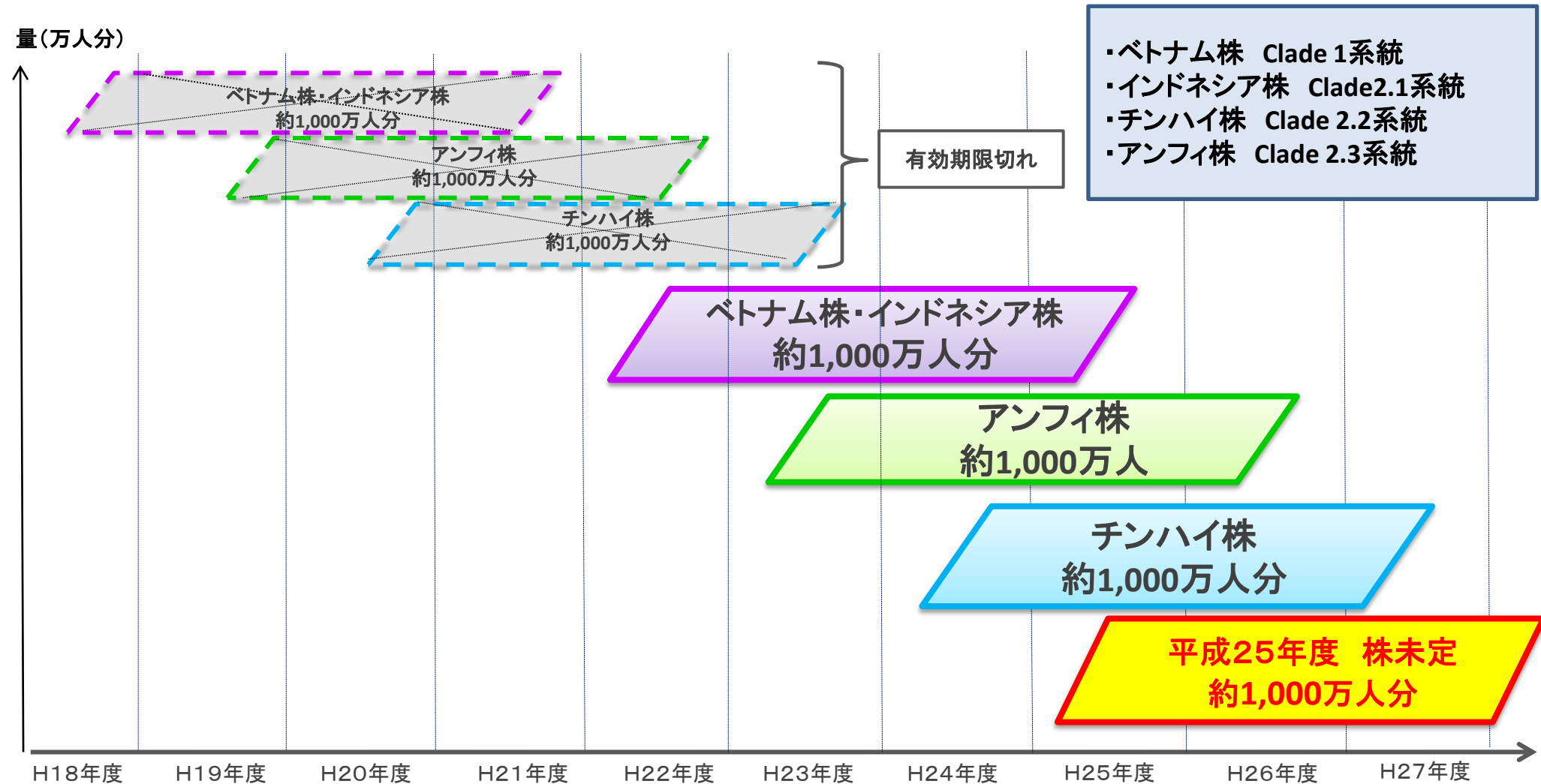
未発生期において厚生労働省が実施している新型インフルエンザ等対策

実施体制	○医療従事者に対する研修(年1回) ○国際機関や諸外国等との情報共有体制の整備
サーベイランス・ 情報収集	○新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集 ○季節性インフルエンザに対する通常のサーベイランスの実施 ○季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する研究※の推進
情報提供・共有	○マスク着用・咳エチケットなど個人レベルの感染対策の普及啓発 ○広報担当官を中心としたチームの設置による一元的な情報提供 ○地方公共団体等へ緊急に情報を提供できる体制(SARSOPC)の構築
予防・まん延防止	○「新型インフルエンザ等検疫要領」の策定(今秋を目途) ○プレパンデミックワクチンの製造・備蓄、臨床研究 ○細胞培養法など新しいワクチン製造法等の研究・開発の促進 ○特定接種の体制整備(登録システムの構築等) ○住民接種の体制整備
医療	○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ○医療機関における診療継続計画作成の支援 ○必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)の整備
国民生活及び国 民経済の安定の 確保	○指定公共機関における業務計画作成の支援

※未発生期に実施している厚労科学研究事業において実施中の 新型インフルエンザ等対策に関する研究

分野	研究課題
ウイルス	○高病原性の新型インフルエンザ発生に対する事前準備及び緊急対応に関する研究 ○高病原性鳥インフルエンザの診断・治療に関する国際連携研究
サーベイランス	○地方自治体との連携による新型インフルエンザ等の早期検出及びリスク評価のための診断検査、株サーベイランス体制の強化と技術開発に関する研究
情報提供・共有	○効果的かつ包括的リスクコミュニケーションの基盤構築に関する研究
公衆衛生	○新型インフルエンザ発生時の公衆衛生対策の再構築に関する研究
医療	○重症のインフルエンザによる肺炎・脳症の診断・治療に関する研究 ○重症のインフルエンザによる肺炎・脳症の病態解析・診断・治療に関する研究 ○リレンザ純化学合成技術を基盤とした薬剤耐性新型インフルエンザウイルス出現に対応する新規抗ウイルス薬の開発
ワクチン・接種体制	○経鼻インフルエンザワクチン等粘膜ワクチンの有効性に関する研究 ○インフルエンザワクチン製造種株及び品質管理手法の開発に関する研究 ○細胞培養インフルエンザワクチンの実用化及び流行予測とワクチン株選定に関する研究 ○沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)の新規株の有効性、安全性並びに至適接種間隔並びに異種株に対する交叉免疫性の検討 ○新型インフルエンザ等発生時の市町村におけるワクチンの効率的な接種体制のあり方の検討

プレパンデミックワクチンの備蓄状況

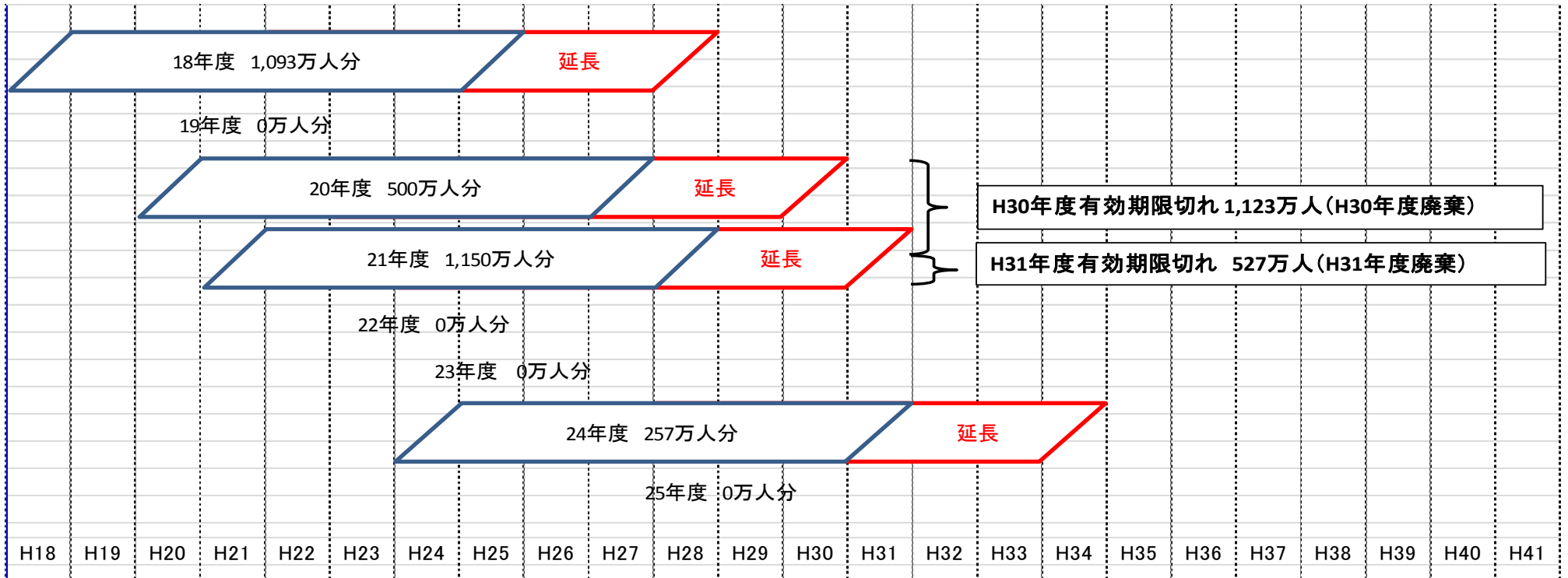


- ・ベトナム株 Clade 1系統
- ・インドネシア株 Clade2.1系統
- ・チンハイ株 Clade 2.2系統
- ・アンフィ株 Clade 2.3系統

パンデミック発生からパンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかる。H5N1でパンデミックが発生した場合、パンデミックワクチンができるまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンを接種することとしており、H5N1鳥インフルエンザの世界的な発生状況等を考慮し、平成18年度から毎年約1,000万人分を備蓄している。

抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の備蓄

タミフル3,000万人分備蓄状況



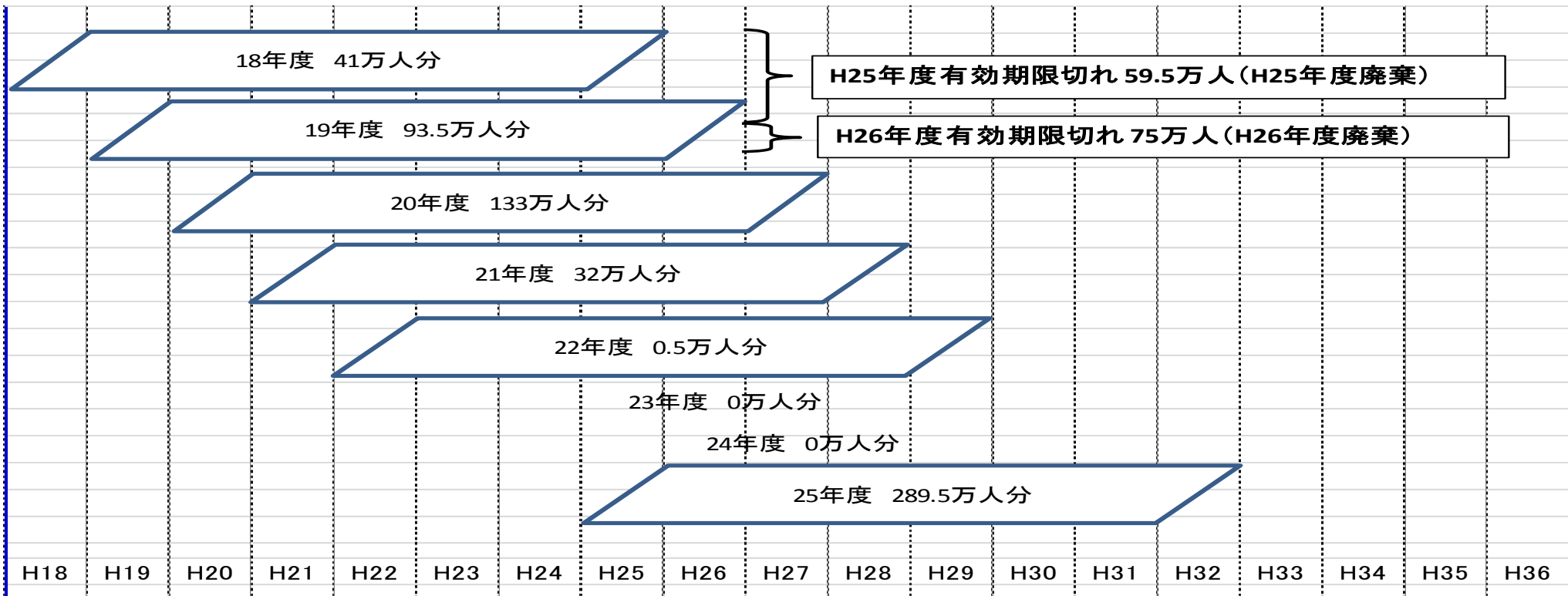
使用期限10年



※ 平成25年7月1日付けでタミフルの使用期限は7年から10年に延長。このため、平成25年度に廃棄予定だった1,093万人分（平成18年度購入）の廃棄が不要となった。

抗インフルエンザウイルス薬（リレンザ）の備蓄

リレンザ530万人分備蓄状況



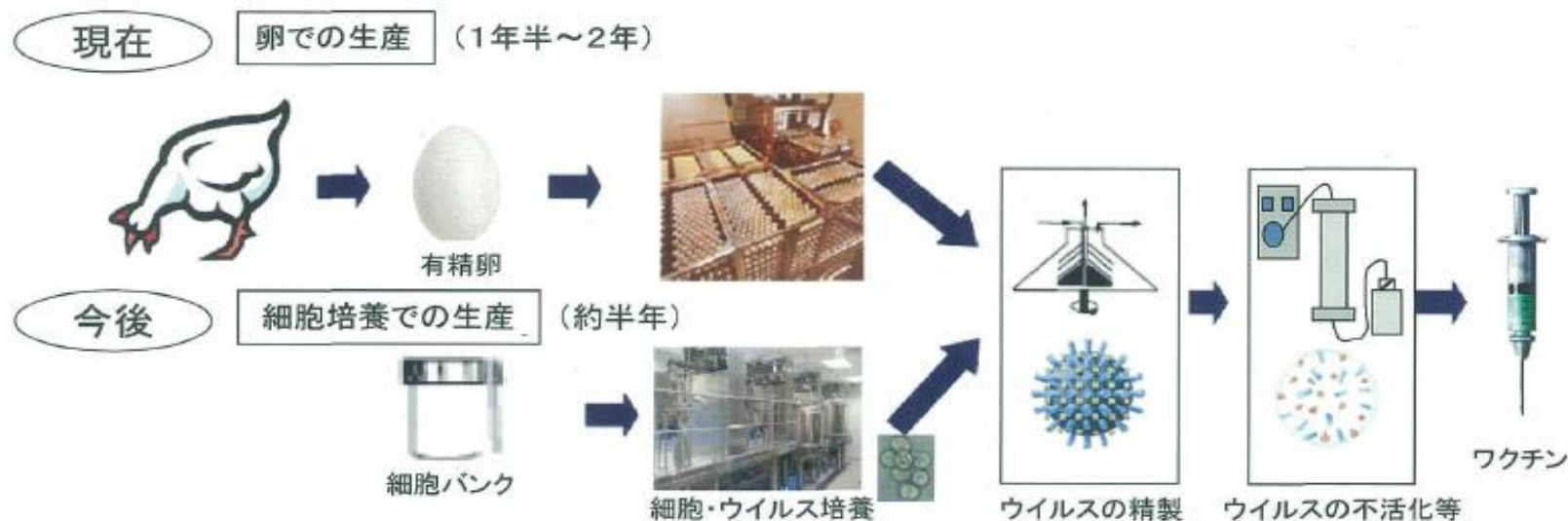
使用期限 7年



新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第2次分)

○細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する**全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮**。

○第2次事業は、細胞培養での生産を実際に行うため、**平成24年度中に、実生産施設の構築・臨床試験等を実施し、平成25年度の実用化を目指すもの**。



採択事業者名	基準額	ワクチン生産量(生産後半年の量)
一般財団法人 化学及血清療法研究所	23,983,523千円	4000万人分以上
北里第一三共ワクチン株式会社	29,959,000千円	4000万人分以上
武田薬品工業株式会社	23,983,523千円	2500万人分以上
一般財団法人 阪大微生物病研究会 (平成24年11月に事業から撤退※)	23,983,523千円	2500万人分以上

※当該事業者の割当生産量(2500万人分)について、追加公募を実施しているところ。